

軽自動車税

軽自動車税に関するお知らせ

身体障害者等に対する  
軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車(身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む)については、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。必要な書類等を持参の上、申請期間内に税務課課税係で減免申請手続をしてください。

※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。

※生計同一証明書の交付は、身体障害者等の通院を証明するもの(病院の領収書等)が必要です。必ずご持参ください。

※障害の等級や状態、運転する方などの条件によって、該当しない場合があります。

申請期間 5月24日(金)まで

※申請は「軽自動車税納税通知書」到着後に行ってください。

申請場所 税務課課税係(14番窓口)

申請に必要なもの 運転免許証、車検証、マイナンバーカード(通知カード可)、軽自動車税納税通知書、印鑑、障害者手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉、戦傷病者)

■問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

軽自動車税納税証明書  
(継続検査用)について

5月31日(金)は軽自動車税の納期限です。

あらかじめ送付した納付書で納付される方は領収書が継続検査用の納税証明書になります。車検証と一緒に大切に保管し、継続検査を受ける際に活用してください。

また、口座振替を利用していらっしゃる方の軽自動車税は、5月31日(金)に指定の口座から引き落とされます。納税証明書は、市役

所で全ての金融機関の引き落としデータを処理した後に送信しますのでご了承ください。

なお、5月31日(金)から6月4日(火)までの期間については、納税の確認が取れない状態となるため、軽自動車税納税証明書(継続検査用)の発行ができません。証明書の必要な方は、軽自動車税が引き落とされた通帳を記載した後に持参の上、税務課課税係で申請手続を行ってください。

申請に必要なもの 軽自動車税引き落としの記帳のある通帳、印鑑

※証明書は無料

■問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

期限内に納付しましょう

軽自動車税の納付期限は5月31日(金)です。市税等に未納があると本来納めるべき税のほかに督促手数料と延滞金も納めなければならなりません。延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。期限内の納付をお願いします。

■問合せ 税務課管理収納係 TEL 72-1111(内線153)

浄化槽

合併浄化槽への切替について

浄化槽には大きく分けて「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」があります。単独処理浄化槽は、トイレからの汚れであるし尿のみを処理するもので、台所や洗濯、風呂などの生活排水は処理されずそのまま川などへ流されます。一方、合併処理浄化槽は、し尿だけでなく生活排水も一緒に処理する機能を持っています。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽に比べ、環境へ排出される汚れの量を8分の1以下にしてくれます。

市では、合併処理浄化槽の設置費用にかかる経費に対して補助金を交付しています。

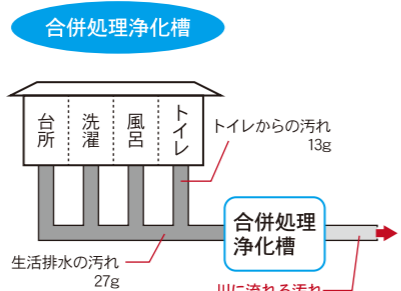
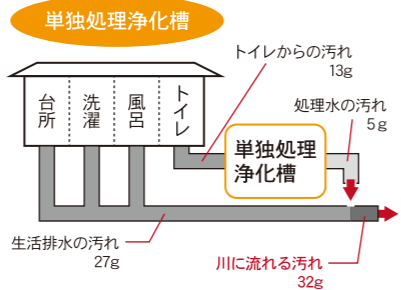
建物の用途 専用住宅

補助金額 5人槽 332,000円、7人槽 414,000円、10人槽 548,000円

単独処理浄化槽を撤去し切替 90,000円

※単独処理浄化槽の清掃、撤去工事、処分に係る費用に対する補助で、撤去が伴わない場合は対象になりません。また、建築物の建て替えによる場合も対象になりません。

●処理のイメージ



単独転換に伴う宅内配管工事費の助成 300,000円(上限)

※単独転換に係る掛かり増し

の宅内配管工事費：合併浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管が対象となります。

■問合せ 市民生活課環境整備係 TEL 72-1111(内線327)

軽自動車の終年車重課  
について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から国のグリーン化施策を進めるために、平成28年度以降順次、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。今年度は平成18年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります(新規検査の年月は車検証の初年度検査年で確認できます)。

※詳しくは、税務課課税係までお問い合わせください。

元号改正

固定資産税・軽自動車税の  
納税通知書の元号表記につ  
いて

今月通知の固定資産税・軽自動車税の納税通知書の元号が旧元号「平成」での表記となっておりますが、「平成31年」は「令和元年」、「平成32年」は「令和2年」にそれぞれ読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、軽自動車税納税証明書(継続検査用)も有効ですので、車検の際にご利用ください。

■問合せ 税務課固定資産税係 TEL 72-1111(内線156)、税務課課税係 TEL 72-1111(内線154)

車種区分		重課税額	
三輪		4,600円	
四輪	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

■問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

児童手当

児童手当を受け取るには  
現況届が必要です

■受給資格者  
中学校卒業まで(15歳の誕生日の以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

■支給額  
・3歳未満 一律15,000円  
・3歳以上小学生修了前 100,000円(第3子以降は150,000円)  
・中学生 一律100,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

6月分以降の  
児童手当を受け取るには  
現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。

す。この届出がないと、6月分以降の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■現況届に必要な添付書類  
・請求者が被用者(会社員など)の場合 健康保険被保険者証の写し  
・今年の1月1日に本市に住居登録のない方 マイナンバー(通知書)  
・子どもの住所が市外にある方 申立書及び子どもが属する世帯全員の住民票

※このほか、必要に応じて提出していただく書類があります。

※申請書類等は、郵送で6月上旬にお届けします。

■申請は早めに  
済ませましょう

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行うようにしてください。申請が遅れると原則、遅れた月分の手当を受けられなくなります。

■問合せ 福祉課社会係 TEL 72-1111(内線136)